

インボイス制度について

昨年12月の税制改正大綱でインボイス制度に新しく負担軽減措置として盛り込まれました。

- 登録申請が9月30日までに
- 免税事業者から課税事業者となった場合、3年間納付額を売上税額の2割に軽減する措置
- 6年間は少額取引の場合帳簿保存のみで仕入税額控除を可能とする、少額の返還インボイスは甲府義務を免除する措置

詳しい内容は相談会・支部会で！



春の運動始まっています！

1月から申告時期にむけて、民商では春の運動で拡大行動を始めています。皆さんの周りの事業者さんでインボイス制度や申告で悩んでいる方がいればぜひお声がけください。「インボイス登録ちょっと待って！」のリーフを今週の新聞に折り込んでありますので、目を通してみてください。知り合いに民商の紹介をする際にも使えると思うのでうまく活用してください。

重要！確定申告に向けた支部会の開催について

今年も確定申告の時期になってまいりました。昨年分の記帳は進んでいますでしょうか？十日町民商は今年50周年記念の年ということで原点に立ち返り自主記帳・自主申告を行えるように今年支部での申告書作成会に力を入れていきたいと考えています。毎年、事務所に直接相談に来られる方もまずは支部での申告書作成会へ参加頂き、役員と参加事務局を中心に申告書の作成を行ってください。事務所へ来られた場合も各支部の申告書作成会の日程案内をいたしますので予定調整を頂きそちらでの作成にご協力ください。ご理解のほど宜しくお願いいたします。また、申告時期は事務局が事務所にいない時間も増えますので、事前連絡がない来所は対応できない場合があります。

第3期の労働保険料が 1月31日 (火) に振替になりますので口座振替の方は口座に入金を、現金納付の方も同日までに民商事務所までお支払いを宜しくお願い致します。

年末調整手続きの件

年末調整の書類提出期限
(市役所へ支払報告書の提出)

1月31日 (火)

まだ出してない方は早めに！